第七十二条の四の二第一項	（略）	（略）
	次に掲げる事項を記載した請求書を連合会に提出	存続連合会に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供
第七十二条の四の二第二項	請求書には	請求に当たつては
	ならない。	ならない。ただし、第一号に定める事項を除き、存続連合会が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該添付書類の内容に係る情報の提供を受けることにより確認が行われた場合には、その添付を省略することができる。
	（略）	（略）
第七十二条の四の二第三項	（略）	（略）
	第一項各号に掲げる事項を記載した請求書に、基金の解散した日において当該解散した基金の障害給付金の受給権を有していたことを証する書類を添えて、連合会に提出する	存続連合会に対し、第一項各号に掲げる事項を記載した請求書を提出し、又は電子情報処理組織を使用する方法により提供するとともに、基金の解散した日において当該解散した基金の障害給付金の受給権を有していたことを証する書類を添える
第七十二条の四の三	（略）	第七十二条の四の三　平成二十五年改正法附則第五十三条第二項の規定による老齢年金給付（平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十条の二第三項又は

第七十二条の四の二第一項	連合会遺族給付金	連合会遺族給付金等
	（新設）	（新設）
第七十二条の四の二第二項	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	（略）	（略）
第七十二条の四の二第三項	連合会障害給付金	連合会障害給付金等
	（新設）	（新設）
第七十二条の四の三	（略）	第七十二条の四の三　平成二十五年改正法附則第五十三条第二項の規定による老齢年金給付（平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十条の二第三項又は